

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月

昭和49年3月に町役場で国民年金の加入手続を行い、以前勤務していた事業所を退職した48年2月にさかのぼって被保険者資格を取得した。その場で同月から49年3月までの国民年金保険料を納付し、預り証を受領しているにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する町（現在は、市）が発行した国民年金保険料に係る預り証に記録された金額は、同証に払込みの期間として記載されている期間の国民年金保険料の額と一致しないものの、同証は、申立人が申立期間を含む昭和48年2月から49年3月までの国民年金保険料を同町の担当部署に預けたことを示すものであると認められる。

また、申立人が申立期間前に勤務していたと述べている事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、氏名及び生年月日が申立人のそれ（氏は、旧姓）と一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。この記録によれば、申立人は上記の事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和48年2月1日に喪失していることが確認できる。ところ、申立人が居住する町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の被用者年金欄には、上記の未統合の記録に係る厚生年金保険被保険者記号番号が記録されている。このことから、同町は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる49年3月の時点で、同人が申立期間について、国民年金の強制加入の対象者であったことを認識していたものと推認できるにもかかわらず、申立人が申立期間後の48年3月1日に国民年金の被保険者資格

を取得したことになるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 48 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年8月1日から5年8月1日までを22万円に、14年5月1日から同年10月1日までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から20年4月16日まで

ねんきん定期便に記載されたA社で勤務していた期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載された給与月額より大幅に低い額となっているので、給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成4年8月1日から5年8月1日までを22万円に、14年5月1日から同年10月1日までを30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成元年2月1日から4年8月1日までの期間、5年8月1日から14年5月1日までの期間及び14年10月1日から20年4月16日までの期間については、事業主が控除していたと認められる給与明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はそれより低い額となっており、特例法に

よる保険給付の対象に当たらず、記録の訂正を行う必要はない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成4年8月から5年7月までの期間及び14年5月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和24年8月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和24年7月の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月31日から同年8月1日まで

昭和23年12月6日にA社C事業所に採用され、38年2月1日まで継続して同様の業務（船舶による運送業務）に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険から船員保険に切り替えられた際の年金加入記録に1か月の空白があり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された労働者名簿及び同事業所の社会保険事務担当者の証言から、申立期間において、申立人が同事業所に継続して勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る昭和24年7月の標準報酬月額については、申立ての事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和24年6月の標準報酬月額）から、4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和24年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る

同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和29年7月29日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月29日から同年8月15日まで  
昭和27年6月にA社に就職し、数回転勤したものの、定年で退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、日本年金機構に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無かったため、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和29年7月に同社C工場からD事業所に出向）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立人は、B社が保管する社員個人書類綴によると、昭和29年7月（日は不明）にD事業所に出向しているが、同年8月15日にA社本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間についても同社本社における被保険者資格を有すべきものであったと考えられる。

また、申立人に係る昭和29年7月の標準報酬月額については、A社本社に係るオンライン記録（昭和29年8月の標準報酬月額）から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。



また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年8月22日に訂正し、同月から36年2月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月22日から36年3月17日まで  
昭和29年7月にA社に就職し、平成4年6月末に退職するまで勤務していた。

申立期間についても、昭和35年8月に同社C支店に転勤し、37年10月に同社D支店に転勤するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する個人基本情報照会及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和35年8月に同社E支店から同社C支店に異動）、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立人が所持する社員カード及び辞令によれば、申立人は、昭和35年8月10日付けでA社C支店F部G課長代理として異動を命じられ、その後、同年10月1日付けでG課長に、36年3月6日付けでH課長に就いていることが確認でき、申立期間についても同支店において厚生年金保険の被保険者資格を有すべきものであったと考えられる。

また、申立人に係る昭和35年8月から36年2月までの標準報酬月額については、A社C支店に係るオンライン記録（昭和36年3月の標準報酬月額）から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月16日から同年11月1日まで

昭和43年3月10日にA社に就職した後、46年9月にB工場に転勤した。同工場では、その開設準備に当たっており、給与は本社から現金により支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する経歴書、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期に異動したB工場長の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年9月1日にA社本社から同社B工場に異動）、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

A社B工場は昭和46年11月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、申立期間についても同社本社において引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有すべきものであったと考えられる。

また、申立人に係る昭和46年9月及び同年10月の標準報酬月額については、A社本社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和46年8月の標準報酬月額）から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、同月から52年9月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から52年10月1日まで  
昭和49年3月10日にA社（現在はC社）に就職した後、51年10月1日付けで同社B支店に転勤し、60年12月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和51年10月1日に同社D事業所から同社B支店に異動）、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和51年10月から52年9月までの標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和52年10月の標準報酬月額）から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月、同年5月及び51年2月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月及び同年5月  
                  : ② 昭和51年2月から52年3月まで

昭和45年4月に現在居住している市に戻り、転入手続に併せて市役所（支所）において国民年金に加入し、納付方法、納付金額は覚えていないが、申立期間①の国民年金保険料を納付したはずである。また、51年1月に会社を辞め自営業を始めたので、同年2月ころに同市役所（支所）に行き国民健康保険と国民年金に加入した。それ以降、妻が申立期間②の夫婦二人分に係る国民年金保険料を農業協同組合（以下「農協」という。）で納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料を一緒に納付したとする妻は、その納付状況（納付方法、納付金額等）についての記憶が定かでない上、申立てに係る農協は国庫歳入金（過年度保険料）を取り扱っておらず、過年度保険料となる申立期間②の国民年金保険料を上記の農協で納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判



断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年3月まで  
短期大学の学生であった申立期間において、毎月5万8,000円のアルバイト代から1万5,000円程度を工面し、近所の金融機関で国民年金保険料を納付していた。加入手続についての記憶はないが、自宅に送られてきた納付書により保険料を納付し、領収書は受け取ったと思う。平成9年6月には就職が内定した会社からも10年3月までは国民年金保険料を納付しておくように言われた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、アルバイト収入により申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するが、国民年金保険料に係る納付書の様式、納付したとする金融機関の名称等に関する記憶は曖昧である上、納付したとする金額（1万5,000円程度）も当時の国民年金保険料の額と符合しない。

また、当時申立人と同居していたその母親及び申立てにある就職が内定していたとする会社の採用担当者から聴取しても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

さらに、基礎年金番号の導入（平成9年1月）以降である申立期間において記録管理に誤り等が生じることは通常考え難い上、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者収滞納一覧表からも、申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から46年1月まで

昭和40年12月に結婚し国民年金の任意加入の対象者となったが、引き続き5年程度は、実家の両親が私の国民年金保険料も併せて納付してくれていた。その後、両親から国民年金保険料は自分で納付するように言われ、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収書のような紙を渡された。その紙は平成5年ころに国民年金保険料の徴収のために訪れた市の職員が持ち帰り、現在は所持していないが、両親が国民年金保険料を納付してくれていたことは間違いなく、申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その両親が居住する県とは別の県内の市（複数）に住居登録していたと述べているところ、両親が居住する市は、当時、印紙検認方式により国民年金保険料を収納しており、同市に住居登録をしていない申立人の国民年金保険料を収納することはできなかつた旨回答していることから、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料に係る納付状況（納付金額、納付期間等）は不明である。

さらに、申立人の両親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 48 年 8 月まで

県外の大学に在籍していた昭和 48 年 2 月に入院のため実家のある町に戻り、1 か月程度入院した後、大学に籍を置いたまま同年 4 月に役場の臨時職員に採用された。そのころに、国民年金業務の担当であった役場の職員（当時）から、父親が申立期間の国民年金保険料を役場で納付していたと聞いた覚えがあり、申立期間が国民年金の未加入期間となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 12 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、同期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）は不明である。申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを申立人に伝えたとする役場の職員（当時）から聴取しても、これが納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 5 月 8 日まで  
ねんきん定期便により、A社における申立期間の標準報酬月額が 16 万円となっていることを知ったが、当時は、同社の代表取締役であり、申立期間の報酬月額を 16 万円程度に下げてはいない。標準報酬月額を報酬月額に見合った 44 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立てに係る事業所は平成 12 年 5 月 8 日に適用事業所でなくなっていることが確認できるが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立期間後の同月 15 日に、さかのぼって 44 万円から 16 万円に訂正されている（以下「遡<sup>そきゅう</sup>及訂正」という。）ことが確認できる。

しかしながら、上記事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、上記事業所は、申立人の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>が遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された日より後の平成 13 年 5 月 22 日に破産宣告を受けているが、同事業所の代表取締役（申立人）の代理人（弁護士）から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された日の直前の 12 年 5 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出されていることが確認できる。

さらに、平成 12 年度滞納処分票から、上記変更届が提出された平成 12 年 5 月 12 日に上記事業所の社会保険事務担当者及び申立人の妻の弟が社会保険事務所（当時）に来所していることが確認できるが、申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無く、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 63 年 9 月 1 日から同年 11 月 27 日までA市役所に臨時職員として勤務しており、同市から在職証明書も交付されている。在職中は給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する在職証明書（写し）から、申立人は、申立期間において同事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人及び申立人と同じく昭和 63 年 9 月 1 日に臨時職員として申立てに係る事業所（申立人と同じ部署）に採用された同僚二人の雇用保険被保険者資格の取得日は、いずれも、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ同年 10 月 1 日となっている。

また、申立てに係る事業所は、「申立期間当時、臨時職員に対する厚生年金保険の取扱いに関する定めはなく、実務上、雇用期間が2か月以上となる見込みがある者を厚生年金保険被保険者としていた。ただし、申立人が採用時点で雇用期間が2か月以上となる見込みがあったか否か、及び申立てに係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から43年3月1日まで

申立期間より前に勤務していた事業所を退職した際には、自分で脱退手当金の受給手続きをしたことを記憶しているが、申立期間において勤務したA社を退職した際は、脱退手当金を請求した覚えも受給した覚えもないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から16日後の昭和43年3月16日付けで裁定請求書が提出されている上、申立人は、それより前の同年2月\*日に離婚により改姓しているにもかかわらず、上記請求書には旧姓が記載されており、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給された旨の記載があるとともに、申立てに係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 16 日から 49 年 10 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、申立期間については、脱退手当金を受給しており、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことを知った。結婚が決まり、昭和 49 年 9 月に A 社を退職したが、その時点で、結婚後、別の事業所に再就職する意思があり、実際に 50 年 3 月に再就職している。申立期間の脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと回答している上、社会保険事務所（当時）に提出した申立人に係る脱退手当金裁定請求書受付証明書を保管していることから、申立てに係る脱退手当金については事業主が代理請求を行ったものと推認できる。

また、申立てに係る事業所が保管する、脱退手当金の裁定請求に併せて同事業所が加入する厚生年金基金に提出する厚生年金基金特別脱退一時金裁定請求書から、申立人に対して申立期間に係る同一時金が支給されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から 2 か月後の昭和 49 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 19 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 7 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

中学校を卒業した後、昭和 36 年 4 月にA社に就職し、39 年 6 月末まで勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和 39 年 6 月末にA社を退職し、同年 7 月からB社に勤務したにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無く、42 年 2 月 1 日に資格を取得したこととなっている。これらの加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間①及び②においてA社に勤務していたことをうかがわせる証言等を得ることはできない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立期間①後の昭和 36 年 11 月 16 日にA社に対し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が連番 (015733 番から 015742 番までの 10 番) で払い出されていることが確認でき、同事業所は、このころに申立人を含む 10 人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届出書 (申立人と同じく昭和 36 年 9 月 21 日に取得した者が 9 人、同年 10 月 1 日に取得した者が 1 人) をまとめて社会保険事務所 (当時) に提出したと推認される。これ以前に同社が申立人に係る資格取得届出書を提出していたとすれば、この時点で再度、それを提出するとは考え難い。

さらに、申立人の同僚 (当時) は、別の事業所を退職した後すぐにA社に勤務した旨証言しているが、この同僚の厚生年金保険被保険者記録には

約3か月の空白期間があり、同社では、従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

- 2 上記同僚は、申立期間②当時に、A社が県外に移転するという話を聞き、複数の従業員と共に同時期に退職した旨証言しているところ、その退職理由は申立人の供述と一致しており、この同僚及び同時期に退職したとして申立人が名前を挙げている同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日も申立人と同じ昭和39年4月19日となっている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人に係る申立期間①及び②の記録は無い。

- 3 雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間③のうち、昭和39年7月3日以降については、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及びその同僚(13人)は、いずれも、B社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和42年2月1日に取得しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票において資格取得の処理日が同月13日となっている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号は連番で払い出されていることから、同社は、このころに申立人を含む14人に関する厚生年金保険被保険者資格の取得届出書をまとめて社会保険事務所に提出したと推認される。これ以前に同社が申立人に関する同取得届出書を提出していたとすれば、この時点で再度、それを提出するとは考え難い。

また、上記同僚13人のうち、複数の者は厚生年金保険被保険者資格を取得した日以前に、B社において雇用保険に加入していることが確認でき、試用期間があった旨回答している者もいることから、同社では、従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

さらに、B社は既に解散しており、その事業主(当時)は死亡している上、役員(当時)も当時の資料は無く、申立人に関する厚生年金保険料の控除については不明である旨を回答している。

- 4 申立人に関する申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにこれをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 3 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

A社及びB社（現在は、C社）では、年間を通して残業が多く、深夜にまで及ぶこともあったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は、時間外手当等を含まない基本給で算定されていると思う。時間外手当等を含む報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びC社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除額を確認することができない旨回答している。

また、申立人が、申立期間②において勤務していたB社における標準報酬月額は、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額と一致している上、申立人と同時にA社からB社に出向した同僚が所持する申立期間②中（昭和 46 年）の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、この同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致しており、申立期間当時、社会保険庁（当時）に対する届出額よりも高い額の厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

さらに、申立人の標準報酬月額は、A社及びB社におけるその同僚の標準報酬月額と比較しても、特段低いとは認められない。

加えて、申立人に係るA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年7月2日まで  
昭和21年5月1日にA社に就職し、22年7月2日まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、昭和25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員は連絡先が不明であるため、申立人に係る申立期間の勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された元従業員（複数）は、申立人のことを記憶しているものの、その勤務期間は不明である旨回答しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人に係る申立期間の記録は無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで

A社において社会保険事務を行っていたが、申立期間当時は会社の業績も良く、標準報酬月額を下げた覚えはないにもかかわらず、前後の期間と比較して標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所は、既に適用事業所でなくなっており、厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立期間当時、申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していた従業員7人のうち、3人（いずれも申立人の親族）の標準報酬月額が引き下げられており、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人及び上記同僚に係る標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月ころから 61 年 4 月ころまで  
昭和 60 年 3 月ころから 61 年 4 月ころまでA社で営業職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の元経理担当者及び元同僚の証言から、期間は特定できないものの同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の元事業主は既に亡くなっており、上記の元同僚からは申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない上、元経理担当者は、「すぐに退職する従業員が多いため、厚生年金保険に加入させていない従業員もいた。」と証言しており、事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 60 年 1 月 31 日から 62 年 10 月 1 日まで国民年金の被保険者となっており（保険料は免除）、その妻も、60 年 1 月 31 日から 62 年 1 月 5 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 63 年 5 月 2 日までの期間について、国民年金に加入し、その保険料を免除されていること及び申立人が居住している市は、申立人は申立期間を含む昭和 60 年 1 月 31 日から 62 年 10 月 2 日まで国民健康保険に加入していたと回答していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について推認でき

る関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1166

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 31 日まで  
年金事務所に加入記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えはないので、厚生年金の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱支給済」の表示があるほか、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和39年12月25日に脱退手当金の支給決定が行われている上、社会保険事務所（当時）に保管されている厚生年金保険脱退手当金支給報告書の脱退手当金の支給記録は、オンライン記録と一致しており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 25 日まで

A社及びB社に勤務した申立期間について脱退手当金を支給されたこととなっているが、脱退手当金を受給した覚えは無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 35 年 9 月 25 日の前後 2 年以内に同社における被保険者資格を喪失した 19 人（女性）のうち、12 人に脱退手当金が支給決定された記録が確認でき、そのうち 7 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されている。また、同社の元取締役が「当時、会社が脱退手当金の代理請求を行ったか否かは覚えていないが、退職者に対して脱退手当金制度の説明は行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人について事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。